

地域クラブに関する検討事項

1 今回の検討事項

(1)地域クラブの運営本部・実施主体の設置について

市の考え

- ・部活動の地域移行期において、生徒が不自由なく活動ができるよう環境を整えたい。
- ・責任の所在の明確化や安定的な運営、運営事務の効率化、指導者の業務負担軽減など、総合的に勘案し、運営本部・実施主体は市が設置することとしたい。

☞参考 運営本部…各地域クラブを統括する。

指導者管理業務、会員（生徒）管理業務、指導者及び会員（生徒）の保険加入等を担う。

☞参考 実施主体…各地域クラブ活動を実際に行う。

運営費の管理、会員（生徒）との連絡調整、指導者の確保・配置・連絡調整、運営本部への指導実績の報告、活動場所の確保・調整、活動用具の保管・管理、学校との連絡・調整、会員（生徒）の活動状況等の情報共有・意見交換等を担う。

(2)地域クラブ活動の競技・種目等について

市の考え

- ・現在、学校部活動で行われている活動機会を可能な限り確保するため、現在ある部活動を移行することを基本とし、地域特性や学校規模、部員数、活動状況を考慮し進めたい。

(3)地域クラブ活動の活動場所について

市の考え

- ・中学校区単位での組織化を基本とすることから、現在の部活動と同様に、学校施設での活動を基本としたい。

☞参考資料3 P3④【通える範囲】

(4)地域クラブ活動の活動日数、活動時間について

市の考え

- ・部活動ガイドラインやアンケート結果を始め、指導者の確保や活動費にかかる経費など、総合的に勘案しながら検討を進めたい。

☞参考資料3 P3⑤、P4⑥【活動日数・活動時間】

(5)地域クラブ活動の指導者について

市の考え

- ・スポーツ・文化芸術団体の指導者や兼職兼業の教職員・市職員、企業関係者、大学生、スポーツ推進員等、様々な方々の協力を得たい。

☞参考市が設置者となり、管理責任を負うことから、指導中の事故については国家賠償法が適用され、指導者の精神的負担を軽減する。また、市が活動に伴い発生する事務を担うことで、指導者の業務を可能な限り軽減し、指導者として従事しやすい環境を構築する。

2 今後の検討事項

指導者報酬や受益者負担額（会費）等については、今回の検討を踏まえ、前提条件を整理のうえ具体的に検討を進めたい。